

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年4月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡東通村
原動力の種類：風力(陸上)
出力：12,900kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	5月14日
環境大臣意見受理	平成30年	7月27日
経済産業大臣意見発出	平成30年	8月10日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	10月18日
住民意見の概要等受理	平成30年	12月12日
青森県知事意見受理	平成31年	3月8日
経済産業大臣勧告発出	平成31年	4月5日

問合せ先：電力安全課 高須賀、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 工事の実施による影響について、本事業の一部として既設風力発電設備の撤去工事も含めて検討する場合には、必要な環境影響評価項目を選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、複数の風力発電事業が計画されており、累積的な環境影響が懸念されることから累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)